第八条の三十中「第十二条の三第八項」を「第十二条の三第九項」に改める。

第八条の三十の二中「第十二条の三第九項」を「第十二条の三第十項」に改める。

第八条の三十一の二中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第八条の三十四の二中「第十二条の三第三項前段若しくは第四項」を「第十二条の三第四項前段若しくは第五項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の三十四の五中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の三十八中「前条に規定する期間が経過した日から三十日以内」を「次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限まで」に改め、同条に次の表を加える。

区分	報告期限
法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内
法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき	虚偽の内容を含むことを知つた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内

第九条の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）

第九条の二第一項第八号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第二項第六号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十二号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

第九条の二第三項中「次の各号のいずれにも該当」を「次条各号に掲げる基準に適合」に改め、「、第四号、第六号及び第八号に掲げる書類」を「及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為」に改め、「及び第四号」を削り、各号を削り、同条第四項中「事業年度」の下に「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）」を加え、同条第五項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の十五第三項」を「第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三　令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ　法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ　法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し

ハ　法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ　申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1)　名称 (2)　事務所又は事業場の所在地 (3)　設立年月日 (4)　資本金又は出資金 (5)　代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6)　事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）
ロ　申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度
ハ　事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ニ　申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度
ホ　事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項 (1)　運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2)　積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限	変更の都度（(1)に掲げる事項については一年に一回以上）